

《WLJ 判例コラム 臨時号》第 350 号

許諾を得て他人の ETC カードを利用する行為と電子計算機使用詐欺罪

～大阪地裁令和 7 年 1 月 14 日判決¹～

文献番号 2025WLJCC015

東京都立大学 名誉教授

前田 雅英

I 本判例のポイント

特定抗争指定暴力団²に指定されている組織の組長である被告人 Y が、同居し事実婚の関係にある被告人 X 名義の ETC カードを用いて、暴力団員である Y の配下の組員である被告人 Z の運転の下、高速道路を頻繁に利用したこと（以下「本件各行為」という。）が、電子計算機使用詐欺罪に問われた事案である³。本件 ETC カードは、X 名義のクレジットカードに付帯して（紐付けられて）発行されたものである。

本件の争点は、本件各行為が刑法 246 条の 2 の「虚偽の情報」を与える行為に該当するかにある。そして、大阪地裁は、電子計算機使用詐欺罪について、①X と Y は同居の事実婚の夫婦であり、②ETC カード使用には本人確認措置がクレジットカードの場合ほど厳格ではなく、③本件のような事実婚の夫婦間での 1 枚の ETC カードを貸し借りによって使用することを許容していないことの周知が十分になされていなかったので、被告人らは虚偽の情報を与えたということとはできないなどとして無罪を言い渡した。ただ、同種事案について、大阪地判令和 6 年 5 月 8 日⁴が懲役 10 月（執行猶予 3 年）を言い渡し、控訴審でも維持されていることもあり、無罪の理由を慎重に吟味する必要がある。

II 電子計算機使用詐欺罪の公訴事実

被告人 3 名は、C 高速道路株式会社が有料道路の料金所に設置した ETC システムを利用するに正当な使用権限を有する者が乗車する場合に有料道路の通行料金が割引される ETC 利用割引の適用を不正に受けようと考え、共謀の上、X 名義の ETC カードを挿入した ETC 車載器を搭載した普通乗用自動車を Z が運転し、Y が同乗して、(1) 令和 4 年 12 月 8 日午後 5 時 36 分頃から

同日午後 5 時 53 分頃までの間、M 市の大阪府道高速線ランプから流入し、料金所を經由して、S 市のランプから流出し、(2) 同月 15 日午後 3 時 22 分頃から同日午後 3 時 40 分頃までの間、O 市の高速料金所から流入し、M 市の大阪府道高速ランプから流出するに際し、真実は、X が乗車しておらず、X 名義の ETC カードの正当な使用権限がないのに、同 ETC カードを挿入した同 ETC 車載器を作動させて、前記各料金所等に設置された ETC システムの路側無線装置と同車載器との間で、同 ETC カードに記録された ETC カード情報等を交信させ、C 高速道路株式会社が管理する ETC システム利用による通行料金の記録、徴収等の事務処理に使用される電子計算機に対し、同 ETC カードの正当な使用権限を有する者が同 ETC カードを利用して前記各料金所等の ETC レーンを通過したとの虚偽の情報を与え、財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、正規の通行料金との差額相当の財産上不法の利益をそれぞれ得たというものである。

Ⅲ 判旨「虚偽の情報を与えたといえるか」についての大阪地裁の判断

大阪地裁は、まず「ETC カードに関する各種規定上、自己名義の ETC カードを他人に貸与等することは禁止されている」とした上で、本件各行為が電子計算機に虚偽の情報若しくは「虚偽の情報」を与える行為であるかを中心に検討する。

1. 大阪地裁は、ETC カードの制度について、以下のように整理する。

(1) ETC システムを利用しようとする者は、ETC カードを発行する者等の定める手続により ETC カードの貸与を受けることが必要となる。

(2) クレジットカードに付帯する ETC カードの取扱いについては、当該クレジットカード会社の定める会員規約によることとされている。

(3) 規則には、「ETC カードによる料金の支払いは、通行の都度、クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する車両 1 台に限り行うことができ、カード名義人と異なる者が当該 ETC カードを使用した場合」は、カードによる料金の支払いの取扱いを停止し、「利用者が正当に使用する権限を有していない ETC カードを使用する行為により料金の全部又は一部を免れた場合は」、「当該通行又は利用を不正通行として取り扱う」との規定が示されている。

(4) 本件 ETC カードに関する規定である「ETC スルーカード規定」にも、「ETC 会員は、他人に対し、本カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供を一切してはなりません。」と明示し、「本カードは、本カード上に表示された ETC 会員本人だけが使用できる」と定めている。

また、有料道路通行料金決済契約では、「ETC 会員以外の者が ETC カードを使用したと認められる場合（通行車両に当該会員が同乗している場合を除く。）」には、ETC カードによる支払いを拒絶した上で当該 ETC カードを留置することができるとも規定されている。

大阪地裁は、これらを総合し、「ETC カードを利用する有料道路を管理し、利用料金を徴収する」者においては、「共通認識として、ETC カード名義人以外の者による ETC カードの使用を禁止しており、ここにいう使用とは、ETC カードの名義人が運転し、又は同乗することをいうものとしていたということができる」とし、「ETC カードの利用は、全て親カードの利用とみなされ、ETC カードの利用代金は親カードのカード利用代金と合算して支払われるものとされており」、「カード名義人の個別的な信用を基礎として貸与されるクレジットカードと同様の扱いとしているものと考えられる」と認定した。

2. その上で、弁護人の「ETC カード利用の際、料金の徴収のために必要なその通行に関する情報……、あるいは、料金を納付しようとする者の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報……である ETC システムに送信されるカードに関する情報としては、カード ID 等の情報に限られ、ETC カード名義人が同乗している事実、ETC カードの正当な使用権限があることはこれに含まれないから、虚偽の情報を与えたということとはできない」との主張に関しては、取り分けクレジットカードに付帯された ETC カードの使用については、「クレジットカードがカード名義人の個別的な信用を基礎として信用を供与するものであることからすれば、ETC カードの使用に際しても、名義人本人と使用者との同一性が重視されるものというべきである。ETC システムに送信されるカードに関する情報に、カード名義人と紐付く固有のカード ID が含まれているのも、そのためであるといえる。ETC システム上、名義人本人による有効適切な使用か否かを判定して、正規の料金を徴収することが事務処理の目的となっており、基本的には名義人本人以外の使用は予定されていないと解される。」として退けたのである。

3. また、大阪地裁は、ETC カード名義人が車両に乗車しているかどうかの確認が行われていないのは、システムの利便性から必要があることによるもので、直ちにカード名義人本人以外の使用を一般に許容していることにはならないとしつつ、「ETC カードの名義人本人の使用であること（同乗を含む。）の確認が、クレジットカード使用の場合と同程度にはされていないことは、虚偽の情報を与えたか否かの判断に当たって、一定程度考慮すべき事情になると解される」とする。

4. そして、X と Y は事実婚の夫婦関係にあり、Y の所属する暴力団が特定抗争指定暴力団に指定された令和 2 年 1 月以降、Y は X と 2 人で外食等に出かけるなど、Z の運転の下、高速道路を頻繁に利用するようになったが、被告人 3 名は ETC カードを所持していなかったため、X は、令和 2 年 2 月、料金所での混雑を避けるため、自己のクレジットカードに紐付く本件 ETC カードについて、自己の判断で発行手続を行い、カードの発行を受け、Y と専属運転手 Z にカードを渡した。

ただ、X が発行を受けた ETC カードは、本件 ETC カード 1 枚のみで、本件 ETC カードは、Z

の運転の下、X の同乗していない状態で、Y や X の子がそれぞれ乗車したり、送迎に向かう際に Z が単独で乗車したりしている場合のほか、X と Y が 2 人で乗車している場合や、X のみが乗車している場合にも**相当の頻度**で利用されていた。捜査担当の警察官は、Y 宅前に秘匿カメラを設置した捜査の結果、Y のみが乗車しているのが 7 割、X も乗車しているのが 3 割であると証言するが、秘匿撮影した映像を消去したこともあり、被告人 3 名の各供述に合理的な疑いを入れるべき事情は存在しない。

5. 本件 ETC カードの利用は、X も相当の頻度で利用していたことに照らし、基本的に Y 及び X が同居の事実婚の夫婦として同一生計の範囲内で営む消費生活の一部とみることができ、X の Y に対する本件 ETC カードの貸与は、そのような関係性のない第三者に対する貸与や、カード名義人が別途発行を受けたカードを包括的な許諾の下に渡した切りにする態様の貸与とは性質が異なるというべきであるとし、「本件各行為が、名義人本人に対する個別的な信用を基礎に信用を供与するクレジットカードシステムの趣旨に反すると直ちにはいえず、**X 自身の使用と同視する余地が十分にある**ものであったといえることができる」とした。

そして、「本件各行為のような ETC カードの使用方法が禁止されていることについて、十分な注意喚起がされていなかったこと」は、「虚偽の情報を与えた」として当罰性のあるものといえることができるかをみるに当たって、十分に考慮されるべきであるとした。

6. ETC カードを取得できない暴力団員の Y と Z に利用させるため、X が暴力団排除条項を潜脱する意図でカードを取得したと認めることもできないと認定した上で、大阪地裁は、最後に「名義人本人以外の者による ETC カードの利用が一般に禁止されていることを踏まえても、本件 ETC カード名義人である X と同人から使用の許諾を得た Y とが生計を一にする同居の事実婚の夫婦であり、ETC カード使用の際には本人確認のための措置がクレジットカード使用の場合とは異なり厳格にはされていない状況の下で、C 高速道路株式会社等が本件各行為のような生計を一にする同居の事実婚の夫婦間での 1 枚の ETC カードの貸し借りによって使用することまで、不正通行に当たるとして許容していない旨の周知を十分にしていなかったなどの本件事実関係の下では、本件各行為が処罰に値するだけの虚偽の情報を与えたものといえることはできないと解される」と判示した。

IV コメント

1. 他人のカード利用と詐欺罪

他人名義のカードの使用に関しては、例えばクレジットカードの場合、加盟店において、名義人でない者が名義人になりすまし、商品等を購入する場合には詐欺罪に当たる。ただ本件のように、申込の受付から代金決済までが全て電子計算機により機械的に行われ、その過程に人が介在し

ない場合には、人を欺く行為やこれに基づく相手方の錯誤がないため、電子計算機使用詐欺罪の対象となる。

最二小決平成 16 年 2 月 9 日⁵は、甲が不正に入手した V 名義のクレジットカードを使用し、加盟店であるガソリンスタンドの従業員に対して V 本人になりすまし、同カードの正当な利用権限や、カード利用代金を支払う意思・能力がないのにこれがあるように装い、カードを提示して給油を受けた行為は、甲がカードの名義人から使用を許されており、自らの使用に係る同カードの利用代金が名義人において決済されるものと誤信していたという事情があったとしても、詐欺罪が成立するとした。当該スタンドでは、名義人以外の者によるクレジットカードの利用行為には応じないこととなっており、代金が名義人によって決済されるとしても、カード使用者がカード名義人本人であるかどうかは、**重要な事実**と解される。クレジットカードは、名義人本人でない者の利用を許してはならないという建前で運用されている。ただ、家庭内での同意を得た使用の場合等、詐欺罪を構成しない場合も考えられないことはない⁶。本件も、事実婚の配偶者の ETC カードを、同意を得て使用した事案の可罰性が問題となった。

2. 虚偽の情報

電子計算機使用詐欺罪の第一の実行行為（行為態様）は、電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作ることである。**虚偽の情報とは、電子計算機を使用する当該事務処理システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反する情報**をいう⁷。虚偽とは、情報それ自体が虚偽でなければならないわけではなく、電磁的記録が不正に作出・改変された場合を含む⁸。最三小判令和 6 年 7 月 16 日⁹は、不正に入手した暗号資産 NEM の秘密鍵で署名した上で、NEM の移転行為に係るトランザクション情報を NEM のネットに送信した行為が「虚偽の情報」を与えたものといえるとしている。

財産権の得喪・変更に係る電磁的記録とは、その作出（更新）により事実上財産権の得喪、変更が直接的に生じる電磁的記録を意味する。例えば、銀行のシステムに虚偽の振込送金情報を与えたり¹⁰、信用金庫支店長が、入金事実がないのに預金係にオンラインの端末機を操作させ、預金入金があったとする情報を与えたり¹¹、プログラムを改変して預金を引き出しても残額が減少しないようにすることである¹²。

3. 大阪地判令和 6 年 5 月 8 日¹³

虚偽の情報に関し、本件との関係では、大阪地判令和 6 年 5 月 8 日が、決定的に重要である¹⁴。

事案は、暴力団員 W が、同居の兄弟 U の ETC カードが車載器に挿入された Q の運転する自動車に乗車して、H 高速道路を 2 回利用したというもので、U はカード使用を許諾し、U の口座から利用料金が引き落とされていたが、上記利用時に同乗はしていなかった。H 高速道路営業規則には「ETC カードによる H 高速道路の料金の支払いは、通行の都度、クレジットカード会社から貸

与を受けている本人が乗車する車両 1 台に限り行うことができます。」等の記載があり、ETC カードが紐付けられているクレジットカードの ETC 利用規定には「ETC カードは、ETC カード上に表示された会員本人のみが利用することができます。」等の記載があった。

この事案に関し、大阪地判令和 6 年 5 月 8 日は「ETC カードを使用する有料道路を管理し、利用料金を徴収する H 高速社及び本件 ETC カードの発行元である E ファイナンスのいずれも、本件 ETC カードをカード名義人以外の者が使用することを禁止していることは明らかである。このように定められているのは、本件 ETC カードが主たるカードであるクレジットカードの決済機能を利用するものである以上……、本件 ETC カードもクレジットカードと同様に、カード名義人の個別的な信用を基礎として貸与されていることによるものと考えられる」とし、ETC システムにおいては、クレジットカードに付帯する ETC カードを使用する場合には、所定の審査を経てクレジットカードの発行を受け、ETC カードの貸与を受けた者との間でのみ電子決済をすることが重要な前提とされているので、「カード名義人である U が同乗していないのに、W 及び Q が本件 ETC カードを使用したことは、ETC システムで予定されている事務処理の目的に照らして真実に反するから、『虚偽の情報』を与えたといえる」と判示し、W らに対して、通常料金と ETC 料金との差額に関する電子計算機使用詐欺罪の共同正犯の成立を認めた。

弁護側の「虚偽の情報」は「判断の基礎となる重要な事項」でなければならず、「通過車両内に ETC カード名義人が乗車している」との事情は「重要な事項ではない」との主張も、高速道路運営会社等にとって、カード名義人の乗車を要求することは、ETC システムの前提になっているとみることができるとしたのである。

4. 大阪地判令和 7 年 1 月 14 日¹⁵が無罪とした理由

大阪地判令和 7 年 1 月 14 日も、ETC カード名義人が同乗している事実や ETC カードの正当な使用権限があることは「ETC システムに送信されるカードに関する情報」に含まれないから、虚偽の情報を与えたといえるかの判断には影響しないとする弁護人の主張を退け、ETC カードの使用に際しても、名義人本人と使用者との同一性が重視されるものというべきであると判示した。その意味では、同様の主張をした大阪地判令和 6 年 5 月 8 日の結論に批判的な評釈¹⁶にも与しないものといえよう。

ただその上で、ETC カードの名義人本人性の確認が、クレジットカード使用の場合と同程度にはされていないことは（直ちにカード名義人本人以外の使用を一般に許容していることにはならないとしつつ）、虚偽の情報を与えたか否かの判断に当たって、一定程度考慮すべき事情になると解されたとしたのである。

ここには、暴力団排除の周知や確認が十分でないとして詐欺罪の成立を否定した最二小判平成 26 年 3 月 28 日¹⁷等の影響もみられるように思われる。ただ、「情報の虚偽性」の判断において「本人以外の使用の禁止の周知の程度」が影響するのも当然である。

問題は「十分でない」ということの程度であり、それによって「情報の虚偽性」の結論を導き得るかにある。周知の程度・方法は、関連企業も含め、経済的・技術的な視点も入れて総合的に判断されなければならない。そして、本判決も、虚偽の情報を与えたか否かの判断に当たって、「一定程度考慮すべき事情になるとする」に止めているのである。

構成要件該当性を否定する論拠として重要なのは、Y や Z のみのカード利用運行であっても、カードの名義人である **X 自身の使用と同視する余地が十分にある**とした点なのである。その根拠としては、①カード運行は、X の同乗していた割合が高いこと、②X の Y に対する ETC カードの貸与は、事実婚の夫婦として同一生計の範囲内で営む消費生活の一部とみることができること（親子間でのクレジットカードの貸与問題については 5. で後述する）、③名義人本人に対する個別的な信用を基礎に信用を供与するクレジットカードシステムの趣旨に反すると直ちにはいえず、④本件のようなカード貸与禁止の周知が不十分であったこと（本人確認が厳密ではないことと連続的であるが）が挙げられる。

しかし、①～④の事情だけでは、「乗車していなかった X が運行した」と解することはできない。特に④については、弁護士ら指摘のように、広報活動が十分ではないとの評価もあり得ないことはないが、その点について高速道路会社が「関心を持っていなかった」とか、「黙認していた」とはいえない。そして、裏面には ETC カードの利用を本人に限定する旨の記載がされているのであるから、名義人以外の者による使用が禁じられていることはむしろ分かりやすく示されているといえよう。

5. 身内のカード利用と特定抗争暴力団

前述のように、家庭内で親の同意を得た家族によるカード使用の買い物等の場合等、全て詐欺で立件することも、刑事政策的には、不合理な場合も考えられる¹⁸。そこで、本判決の「虚偽の情報の限定・縮小解釈」も、実質的構成要件解釈として、許されるようにみえる。

しかし、当罰性の判断の視点からは、本件事案で最も核心的な部分は、Y が、ETC カードを持つことのできない特定抗争指定暴力団の組長であるということである。財産犯であることを前提にしても、虚偽性の判断には、現行の法規範全体の中での規範評価が重要な位置を占める。

本判決は、X が、暴力団排除条項を潜脱する意図で本件 ETC カードを取得したものではなく、取得後の利用実態を踏まえても、暴力団排除条項の潜脱を専ら意図した使用がされてきたとまでは評価できないと強調する。確かにその認定は妥当であろう。しかし、専ら潜脱を意図した場合のみが「虚偽」になるわけではない。一定期間以上、組長と事実婚の関係にある X は、「暴排」の意味は分かっているはずで、X 自身の車による外出も、組員 Z が運転している。そして本判決も「Y の供述によれば、暴力団の**組事**がある愛知県や三重県の方面に行く場合には X が同乗していなかった」と認定している。そこで「X が同乗しないまま本件 ETC カードが使用された日が一定数ある可能性は否定できない」とも認定している。しかし、「3 名の高速道路利用全体との関係で、

その頻度が特に高いものとは評価できない」として、処罰に値するだけの虚偽の情報を与えたものということとはできないとしたのである。ただ、捜査機関は「Y のみの乗車が 7 割であった」とする。秘匿撮影の関係で映像が消去され、証拠に基づくものでなく、立証されたわけではないが、組長を、頻度が特に高いものとはいえないにせよ、組員が運転して組関係の行事に運んでいたのである。少なくとも、判例の基準では、その事実を知れば、「利益を処分しなかった」ことになる
とされる確率が高い。X が同乗していなかったことが明白な本件事案については、**電子計算機使用詐欺罪が成立すると解すべきだ**と考える。

(掲載日 2025 年 6 月 10 日)

¹ [WestlawJapan 文献番号 2025WLJPCA01146001](#)。

² 指定暴力団等の相互間に対立抗争が発生し、その対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命身体に重大な危害を加える方法によるもので、かつ、その対立抗争により更に同様の危害が加えられるおそれがある場合に、各都道府県公安委員会が、暴力団対策法に基づき、期間及び警戒区域を定めて「特定抗争指定暴力団等」として指定する（[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 15 条の 2 第 1 項](#)）。警戒区域においては事務所の新設、既存事務所への立入り、とどまり、対立する組員へのつきまといや対立する組員の居宅・事務所周辺でのうろつき、多数の集合等一定の行為をすることが禁止され（[同法 15 条の 3](#)）、違反した場合には「3 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金（併科有り）」の罰則が科される（[同法 46 条](#)）。

³ この他、道路交通法違反、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪でも起訴されているが、他の罪名についての有罪の言渡しについては、ほぼ争いのないものといえよう。争点は、電子計算機使用詐欺罪の成否である。[刑法 246 条の 2](#)は「前条（筆者注：[同法 246 条](#)）に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、10 年以下の拘禁刑に処する」と規定する（未遂を処罰する。[同法 250 条](#)）。

⁴ [WestlawJapan 文献番号 2024WLJPCA05089004](#)。

⁵ 刑集 58 巻 2 号 89 頁 [WestlawJapan 文献番号 2004WLJPCA02090001](#)。

⁶ 前田雅英『刑法各論講義〔第 7 版〕』（東京大学出版会、2020）231・32 頁。

⁷ 東京高判平成 5 年 6 月 29 日高刑 46 巻 2 号 189 頁 [WestlawJapan 文献番号 1993WLJPCA06290010](#)。

⁸ 東京地判平成 24 年 6 月 25 日 [判タ 1384 号 363 頁](#) [WestlawJapan 文献番号 2012WLJPCA06257001](#)、東京高判

平成 24 年 10 月 30 日高検速報平成 24 年 146 頁 (3479 号) [WestlawJapan 文献番号 2012WLJPCA10306003](#)
(東京地判平成 24 年 6 月 25 日の控訴審)。

⁹ 刑集 78 卷 3 号 113 頁 [WestlawJapan 文献番号 2024WLJPCA07169001](#)。前田雅英「不正に入手した秘密鍵を用いて暗号資産を移転させた行為と刑法 246 条の 2」[WLJ 判例コラム第 324 号 \(文献番号 2024WLJCC018\)](#) (2024) 参照。

¹⁰ 名古屋地判平成 9 年 1 月 10 日判時 1627 号 158 頁 [WestlawJapan 文献番号 1997WLJPCA01100001](#)。

¹¹ 前掲注 7。

¹² 大阪地判昭和 63 年 10 月 7 日判時 1295 号 151 頁 [WestlawJapan 文献番号 1988WLJPCA10070001](#)。

¹³ 前掲注 4。

¹⁴ 同判決については、田中邦彦・研修 916 号 (2024) 110 頁参照。

¹⁵ 前掲注 1。

¹⁶ [松原芳博・法教 532 号 \(2024\)](#) 115 頁、松宮孝明・法セ増 (新判例解説 Watch) 35 号 (2024) 153 頁、橋本広大・法セ 839 号 (2024) 128 頁、各論稿は、共通して、電子計算機使用詐欺罪は単なるルール違反や契約違反を罰するものではなく、財産罪として、他人の財産的利益の侵害を罰するものであるとして、虚偽の情報に関し、限定的な姿勢を示す。もちろん財産犯性を軽視すべきではないが、財産侵害のみの視点から、本罪の「虚偽性」を導くことはできない。少なくとも判例の「詐欺罪の損害概念」は、[刑法 246 条](#)が損害を要件としていないこともあり、広いのである (前田・前掲注 6・227 頁参照)。

¹⁷ 刑集 68 卷 3 号 582 頁 [WestlawJapan 文献番号 2014WLJPCA03289002](#)。暴力団の利用排除を決めているゴルフ場において、暴力団関係者であるビジター客が、暴力団関係者であることを申告せずに施設利用を申し込む行為について、それ自体は、申込者が当然に暴力団関係者でないことまで表しているとは認められないので人を欺く行為には当たらないとしたものである。

¹⁸ 前田・前掲注 6・232 頁。